

## 痴漢行為で逮捕されるも翌日に釈放された事例

## 刑事事件

## 事案の概要

男性 会社員

相談者は、電車内で痴漢行為を行ったところ車内で警戒中の警察官に現行犯逮捕されました。

## 解決結果

逮捕当日に依頼を受け、直ちに奥様からの監督誓約書を取り付けました。当日中に担当検事宛に勾留しないことを求める意見書を提出。

結果的に翌日釈放となりました。

## 担当弁護士からひとこと

逮捕翌日にそのまま勾留されると少なくとも10日間は身柄が拘束される可能性が高い事案でした。

勤め先からも解雇を言い渡される可能性がある状況でした。

本人が初犯であること、罪を認めて反省していること、妻の監督が期待できること、会社勤めをしておりますこのままでは解雇になってしまうことなどを書面に取りまとめ、担当検事の理解を得たことで、釈放につながりました。